

「知的財産戦略大綱」のポイント

知的財産立国の実現

「知的財産立国」とは、知的財産をもとに、製品やサービスの高付加価値化を進め、経済・社会の活性化を図る国づくり。

現状と課題

我が国の産業競争力低下への懸念
知的創造サイクルの確立の必要性

実現に向けた戦略

知的財産に関する総合的な取組が必要。

- (1) 創造戦略
- (2) 保護戦略
- (3) 活用戦略
- (4) 人的基盤の充実

知的財産立国に向けた基本的方向

政府一体となって、2005年度
までに集中的・計画的に遂行

遅くとも2003年の通常国会までに、
「知的財産基本法(仮称)」
を制定

規定する内容

知的創造サイクルの活性化
という国家目標(基本方針)
の確立

「知的財産戦略本部(仮称)」
の設置

「知的財産戦略計画(仮称)」
の策定

等

具体的行動計画

1. 知的財産の創造の推進

大学・企業における知的財産創出
創造性を育む教育・研究人材の充実

2. 知的財産の保護の強化

迅速かつ的確な審査・審判
実質的な「特許裁判所」機能の創出
模倣品・海賊版対策の強化
国際的な制度調和と協力の促進
営業秘密の保護強化
新分野等における知的財産の保護

3. 知的財産の活用の促進

大学等からの技術移転の促進
知的財産の評価と活用

4. 人的基盤の充実

専門人材の養成
国民の知的財産意識の向上

(注) 今後、改革の過程で追加・充実があり得る。

知的財産立国に向けた重点事項

「世界特許」に向けた取組の強化

日米での調査結果等の相互利用(2002年中に検討開始)
迅速・的確な特許審査のための計画策定(2002年度中)

実質的な「特許裁判所」機能の創出

特許等に関連する裁判を東京・大阪地裁に集中(2003年通常国会に法案提出)

模倣品・海賊版等の対策の強化

侵害品に対する国境措置の強化(2004年度までに法制面・運用面を改善)
外交交渉等を通じた働きかけの強化(2002年度以降)

営業秘密の保護強化

民事・刑事両面での保護強化(2003年通常国会に法案提出)

大学の知的財産の創出、管理機能の強化

企業等の協力で戦略的に知的財産を創出する制度(2003年度までに構築)
全国数十程度の大学に「知的財産本部」を整備(2003年度までに開始)

知的財産専門人材の養成

法科大学院における知的財産教育の充実(2004年度から学生受入開始予定)